

宮古保健所運営協議会説明資料集

～目次～

- 【資料1】 宮古福祉保健所の業務概要について
- 【資料2】 宮古配偶者暴力相談支援センター業務について
- 【資料3】 健康おきなわ21（第2次）栄養関連事業について
- 【資料4】 医療的ケア児の支援体制整備の取り組みについて
- 【資料5】 全日本トライアスロン宮古島大会における食品衛生
確保に向けた取り組みについて

宮古福祉保健所の 業務概要について

平成26年10月30日 宮古保健所運営協議会
宮古福祉保健所 総務班

1

1. 設置根拠・役割等

宮古福祉保健所とは？

○保健所(地域保健法第5条)

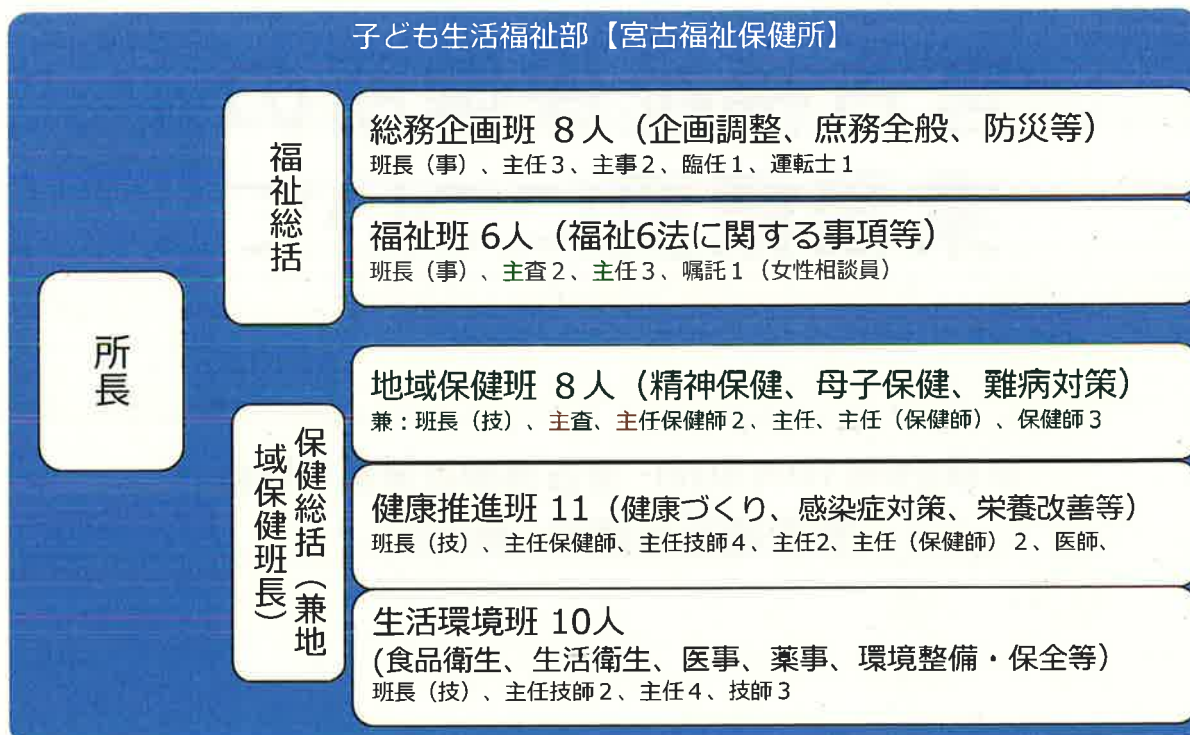
- ・地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点
- ・地域住民への直接的な保健サービスの実施主体

○福祉事務所(社会福祉法第14条)

福祉六法(生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法)に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関。

2

2. 宮古福祉保健所の業務体制



3

3. 予算(平成25年度)

一般会計 単位：千円

款	項	執行 令達額	%
03	民生費	32,052	100.0%
	01社会福祉費	8,041	25.1%
	02児童福祉費	5,619	17.5%
	03生活保護費	18,392	57.4%
04	衛生費	51,612	100.0%
	01公衆衛生費	5,273	10.2%
	02環境衛生費	13,967	27.1%
	03環境保全費	1,878	3.6%
	04保健所費	29,202	56.6%
	05医薬費	1,292	2.5%
10	教育費	20	—
	合計	83,684	

特別会計 単位：千円

款	項	執行 令達額
01	民生費	2,627
	01母子寡婦福祉費	2,627
	合計	2,627

※参考 過去3年の配分予算

	一般会計	特別会計
24年度	74,811	1,914
23年度	76,265	3,562
22年度	80,776	3,871

4

4. 主要事業(福祉事業関連)

(目) 社会福祉総務費 —— (事項) 民生委員事業費 —— (事業) 民生委員事業費 3,900 千円

(目) 老人福祉費 —— (事項) 介護保険福祉諸費 —— (事業) 介護サービス指導・
支援事業費 291 千円

(目) 児童福祉総務費 —— (事項) 児童福祉促進費 —— (事業) 児童委員活動費 3,570 千円

(目) 児童措置費 —— (事項) 児童保護措置費 —— (事業) 児童保護措置費 1,007 千円

5

4. 主要事業(保健事業関係)

(目) 結核対策費 —— (事項) 結核対策推進費 —— (事業) 結核対策特別促進事業費 479 千円

(目) 予防費 —— (事項) 感染症予防費 —— (事業) 感染予防事業費目 284 千円
 (事項) 新型インフルエンザ対策事業費 —— (事業) 新型インフルエンザ対策事業費 145 千円

(目) 精神衛生費 —— (事項) 精神医療費 —— (事業) 精神保健福祉事業費 84 千円
 (事業) 自殺対策緊急強化事業費 628 千円
 (事業) 通院患者理リハビリテーション事業費 534 千円

(目) 母子保健衛生費 —— (事項) 妊婦乳児健康診査費 —— (事業) 妊婦乳児健康診査事業費 216 千円

(目) 特定疾患対策費 —— (事項) 難病患者地域保健医療推進事業費 —— (事業) 難病医療相談事業費 117 千円
 (事業) 難病訪問(診療)事業費 42 千円

(目) 保健所費 —— (事項) 精神障害者管理指導費 —— (事業) 精神保健相談事業費 178 千円

(目) 障害者自立支援諸費 —— (事項) 地域生活支援費 —— (事業) 地域生活支援事業費 390 千円
 (事業) 精神障害者地域移行・地域定着支援事業 73 千円

6

4. 主要事業(衛生事業関係・その他)

(目) 食品衛生指導	——	(事項) 食品衛生監視費	——	事業) 食品衛生監視指導事業費	2,009 千円
(目) 環境衛生指導費	——	(事項) 産業廃棄物対策費	——	事業) 産業廃棄物対策費	3,981 千円
(目) 医務費	——	(事項) 保健統計調査費	——	事業) 保健統計調査事業費	137 千円

7

5. 相談業務等(その1)

業務内容	実施曜日	時間		相談窓口(電話)
		午前	午後	
感染症関係	結核患者接触者健康診断、結核患者管理検診(精密検査)	毎月第1・第3火曜日	9:00~11:00	健康推進班 (73-5074)
	B型・C型肝炎ウイルス、HIV、梅毒、クラミジア検査・相談	火・木	9:00~11:00 1:00~3:00	
	B型・C型肝炎治療費助成申請及び相	月~金	8:30~12:00 1:00~5:00	
	オートリカード発行	火・木	9:00~11:00 1:30~3:00	
母子保健	特定不妊治療申請および相談	月~金	8:30~12:00 1:00~5:00	地域保健班 (72-8447)
	小児慢性特定疾患申請および相談	月~金	8:30~12:00 1:00~5:00	
難病	特定疾患治療費助成申請及び相談	月~金	8:30~12:00 1:00~5:00	
福精神保健	精神保健専門医相談	毎月第2火・水・木のいずれか	2:00~5:00	生活環境班 (72-3501)
	精神保健福祉相談	月~金	9:00~11:30 1:00~4:30	
生活環境	食品衛生相談	月~金	8:30~12:00 1:00~5:00	生活環境班 (72-3501)
	環境衛生相談			
	犬猫業務相談			
	医事・薬事相談			

8

5. 相談業務等(その2)

	業務内容	実施曜日	時間		相談窓口(電話)
			午前	午後	
福祉関係	生活保護(多良間村内)	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	福祉班 (72-3771)
	児童福祉				
	母子・寡婦福祉				
	身体障害者福祉				
	知的障害者福祉				
	ハンセン病療養所退所者相談				
	婦人相談・配偶者暴力相談(DV相談)				
介護保険事業所に関する相談					
自主活動支援	四つ葉の会(膠原病友の会)	毎月第3土曜日	/	2:00～4:00	地域保健班 (72-8447)
	あだんの会(断酒会)	毎週金曜日		7:00～9:00	
	アルコール依存症家族会	毎月第1・第3 金曜日		7:00～9:00	
	パーキンソン病患者・家族の集い	偶数月 第4金曜日		2:00～4:00	
	網膜色素変性症患者・家族の集い	年2回(6月、10月)		2:00～4:00	

配偶者からの暴力防止について



平成26年10月30日 宮古保健所運営協議会
宮古福祉保健所 福祉班



1

配偶者暴力相談支援センター

・「配偶者暴力相談支援センター」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る機能を有している。

沖縄県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法第3条)に基づき、平成14年度に女性相談所が配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられ、平成18年度に北部、八重山、宮古福祉保健所、平成23年度に中部、南部福祉保健所にその機能が付与された。

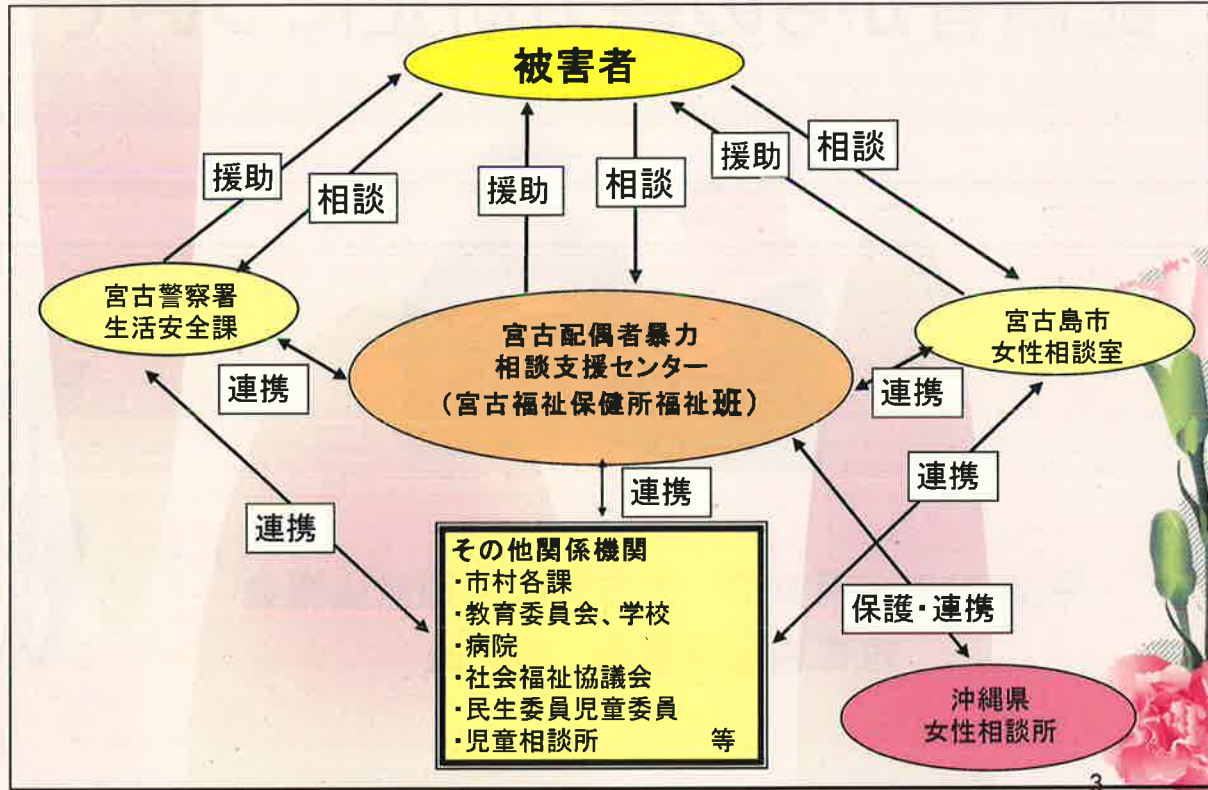
業務内容

→当所の福祉班に配偶者暴力相談支援センター機能が付与されている。
・女性相談員(嘱託)1名を配置
・来所、電話による相談を受け付けている

- ・被害者に関する各般の問題についての相談
- ・被害者及びその同伴する家族の一時保護等に関する諸手続
- ・被害者が自立して生活することを促進するための各制度の利用についての情報の提供、助言、関係機関への連絡等
- ・保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡等
- ・被害者を居住させて保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等

2

宮古管内相談体制図(概略)



宮古配偶者暴力支援センター相談状況

ア 相談状況(延件数)

来所、電話、出張巡回による相談等で受けた件数

区分	来所	電話	出張・巡回	合計
H21	69 (66)	69 (60)	58 (58)	196 (184)
H22	39 (29)	46 (38)	2 (2)	87 (69)
H23	67 (62)	96 (71)	25 (25)	188 (158)
H24	68 (41)	91 (67)	31 (29)	190 (137)
H25	103 (81)	128 (59)	50 (37)	281 (177)

*上段は全相談件数。カッコ内は、内容がDVに関する相談件数。

【沖縄県の状況】(県警まとめH25年中)

○DV相談件数656件(H24年より+98件)
全国対比10万人比25位

○保護命令発令件数65件(H25年全国4位)

イ 主訴別受付状況(相談内容がDVでないものも含む。延件数)

区分	人間関係										経済関係				医療関係				不純異性行為	売春強要	暴力団関係・ヒモ	5条違反	合計								
	夫等の暴力	薬物の中毒	離婚問題	その他	子供の暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他の者の暴力	その他	家庭不和	その他の暴力	男女関係	その他	住居問題	移住先なし	生活困窮	サラ金・借金						求職	その他	病氣	精神的問題	妊娠・出産	その他		
H21	140	0	14	5	0	0	16	0	0	0	0	3	0	8	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	196
H22	51	0	12	6	2	0	0	0	3	0	0	3	0	7	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	87
H23	120	0	13	6	0	0	1	0	0	5	0	8	0	10	5	0	1	0	0	5	0	4	6	4	0	0	0	0	0	188	
H24	83	0	4	29	0	0	20	1	4	1	1	20	0	4	6	6	3	1	4	1	1	6	0	1	0	0	0	0	0	196	
H25	148	1	15	27	0	1	21	1	1	1	0	13	0	4	18	0	9	0	11	1	1	2	1	5	0	0	0	0	281		

ウ 経路別受付状況(延件数)

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の婦人相談員	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関			社会福祉施設	医療機関		教育関係	労働関係	縁故者・知人等	その他	合計
							児童相談所	民生委員	その他		保健所	医療施設					
H21	170 (161)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	5 (3)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	196 (184)
H22	51 (42)	11 (9)	3 (2)	0 (0)	7 (6)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (4)	0 (0)	87 (69)
H23	139 (123)	6 (6)	0 (4)	0 (0)	3 (3)	3 (3)	4 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	11 (9)	0 (0)	9 (4)	3 (0)	184 (158)
H24	153 (106)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	3 (1)	0 (0)	9 (8)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	10 (8)	0 (0)	6 (1)	4 (4)	196 (157)
H25	170 (137)	24 (17)	14 (4)	0 (0)	2 (0)	10 (3)	2 (0)	0 (0)	27 (6)	3 (0)	1 (0)	4 (1)	3 (3)	0 (0)	20 (6)	1 (0)	211 (172)

*上段は全相談件数。カッコ内は、内容がDVに関する相談件数。

初回相談のみでなく、再度の相談も含んでいるため、本人自身からの相談が多くなっている。
初回は、警察や宮古島市女性相談室等、関係機関からの紹介で相談に訪れる相談者も多い。

□来所相談所状況 (DV相談のみ・延件数)

ア 経路別状況

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の婦人相談員	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関			社会福祉施設	医療機関		教育関係	労働関係	縁故者・知人等	その他	合計
							児童相談所	民生委員	その他		保健所	医療施設					
H21	59	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	66
H22	10	8	1	0	3	2	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	29
H23	44	3	2	0	1	1	1	0	0	0	0	6	0	3	1	0	62
H24	24	3	0	0	0	1	0	0	2	1	0	0	6	0	1	3	41
H25	48	14	1	0	0	3	0	0	5	0	0	1	3	0	6	0	81

イ 年齢別状況

区分	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
H21	1	2	23	24	13	2	1	66
H22	0	4	10	6	8	1	0	29
H23	0	8	26	8	19	1	0	62
H24	0	8	9	20	4	0	0	41
H25	1	6	39	21	13	1	0	81

□18才未満の子どもの有無(DV相談のみ・実人員)

	相談者数	そのうち子どもあり	割合(%)	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生等	年齢不明	子ども数
H21	52	35	67.3%	7	24	25	9	6	2	73
H22	38	28	73.7%	3	18	13	6	4	3	47
H23	40	24	60.0%	2	26	16	2	1	0	47
H24	33	26	78.8%	0	20	15	5	7	0	47
H25	34	22	64.7%	2	17	12	7	3	0	41

※ DV相談で把握できた子供の有無について半数以上が18歳未満の子供がいる。
児童虐待につながる事が懸念され、学校や児童福祉関係機関との連携が重要である。

□保護命令(書面提出)等の状況

	書面提出件数	ステップハウス	一時保護委託	女相へ送致
H21	8	3	4	1
H22	0	1	1	0
H23	2	1	0	3
H24	3	1	1	2
H25	9	0	10	6

※保護命令制度とは・・・被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者に対し、同居している住居からの退去、被害者への接近禁止(同居する子や親族等に対しても発令可能)、一定の電話や電子メール等の禁止を命ずることが出来る制度。

□相談者の実人員

区分	来所	電話	出張・巡回	合計
H21	36	23	6	65
H22	30	20	1	51
H23	32	24	1	57
H24	30	19	2	51
H25	32	25	1	58

平成21年度から平成22年度にかけて、相談件数(延件数)は大幅に減少しているが、相談者の実人員の減少はそれほど大きくない。

相談業務以外の取り組み状況

宮古配偶者暴力相談支援センター関係機関連絡会議の設置

【構成機関】

- ・宮古島警察署、宮古病院、宮古地区医師会、
- ・宮古島市(児童家庭課、健康増進課、障がい福祉課、生活福祉課、働く女性の家、教育委員会)
- ・宮古島市社会福祉協議会、多良間村住民福祉課、
- ・多良間村社会福祉協議会、宮古教育事務所、法務局宮古島支局、
- ・宮古島人権擁護委員会、宮古福祉保健所

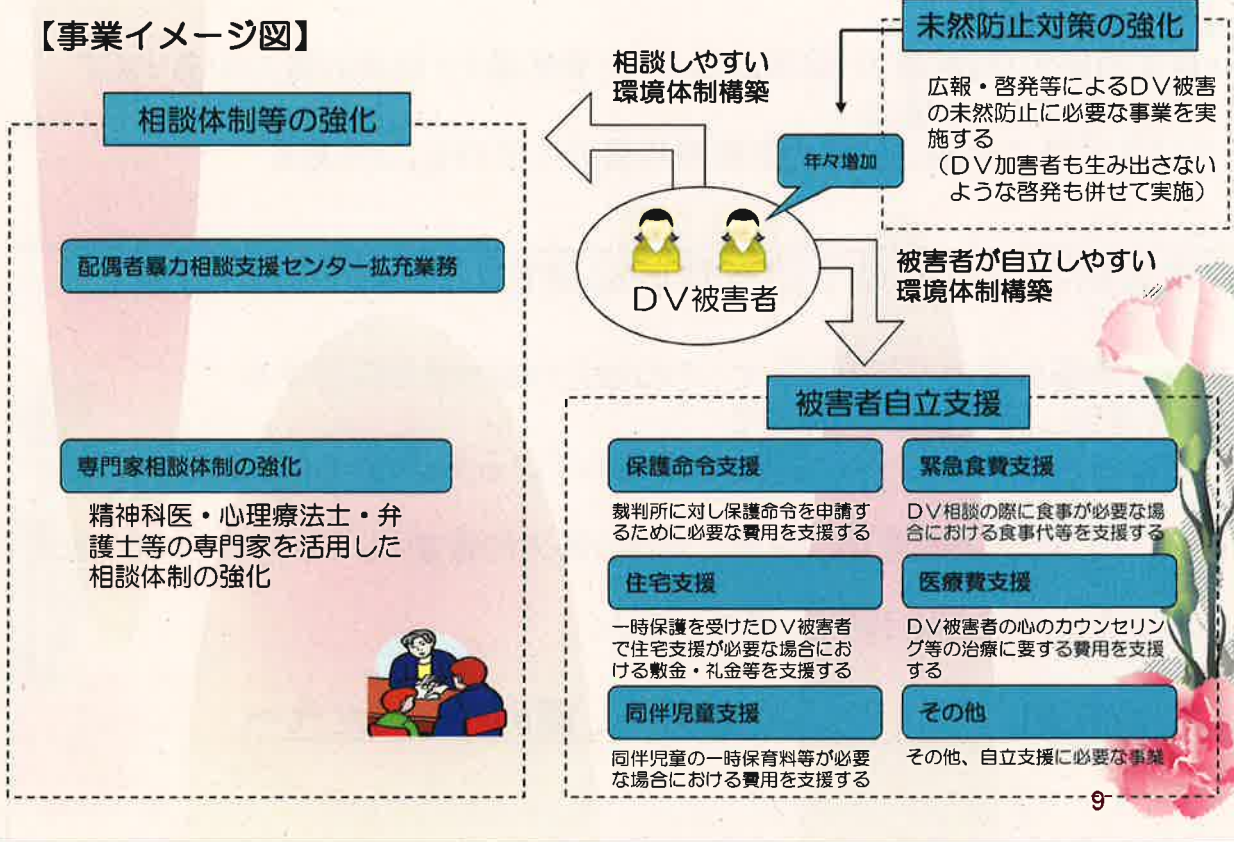
【活動内容】

- ・連絡会議の開催(年1回)
- ・事例検討会の開催(原則として隔月開催)
- ・外部から講師を招いての講演会の開催(不定期)

→関係機関と定期的に情報交換を行う機会を設けることにより、連携を深めることができ、被害者に対し細やかな支援を行うことが可能となる。

配暴相談支援センターについて

【事業イメージ図】



❖ なぜDVを防止しなければならないのか

❖ (あがい~ のうしいがすうでい~みやあくずま・たらまずま)

「あたたかい眼差しの輪の中にいる時」

- ・人は、健康的な生活を送ることが出来る
- ・人は、基本的な人権(自由な行動や意思を持つ権利)が守られているため、「安心」、「安全」、「自由」を心から感じ、生きる力や勇気が湧いてくる

「暴力は」

- ・相手の自由な行動や意思を制限し、基本的な人権を踏みにじてしまう
- ・人間が生きる上で必要な安全感や安心感を奪ってしまう
- ・「支配-被支配」の関係を作ってしまう

「DVが起きると」

- ・不安や恐怖がつきまとう
- ・他人とも良い関係を気づくことが困難になる
- ・被害者や子どもを苦しめてしまうだけでなく、加害者自身をも苦しめてしまう
- ・相手だけでなく、自らの人格や人生をも傷つけてしまう

❁ 「対等な人間関係の構築を阻害するような言動は全てDVです」

【DVの種類】

- ・身体的暴力・性的暴力・精神的暴力・社会的暴力・経済的暴力があります
- ・子どもを利用した暴力

※社会的暴力や経済的暴力を精神的暴力に含めることもある

❁ 「暴力防止活動及び予防教育の必要性」

- ・様々な種類の暴力が溢れていて、その数だけ傷つきが存在する
- ・ひどく混乱し、深く傷ついてしまう
- ・児童虐待を受けていたりして暴力に曝されている子どもたちは、大きな打撃を受ける
- ・他人に向かう暴力的言動や自分に向かう暴力的言動として、再現されることがある
- ・良い出会いが起きなければ、感染していく

暴力は感染していく！ → 自分へ、周囲へ、次世代へ

11

❁ DVは何故起こるのか

- ・DVはパワーとコントロールの問題
- ・性差別社会がDVを容認する

○何故逃げないのか

- ・脅しによる恐怖(暴力がエスカレートすることへの恐怖)
- ・女性が経済力を持ちにくい社会
- ・暴力を受け続けると問題能力を奪われる
- ・社会の偏見

※ 被害者が力を取り戻していく一歩は「相談すること」「人の力を借りること」。DV問題はひとりでこっそり解決することはできない。

12

健康おきなわ21(第2次) 栄養関連事業について

平成26年10月30日 宮古保健所運営協議会
宮古保健所健康推進班

1

健康おきなわ21(第2次) 栄養関連事業について

1. 健康おきなわ21(第2次)の概要
2. 平成23年県民健康・栄養調査
3. 宮古保健所栄養改善の取り組み

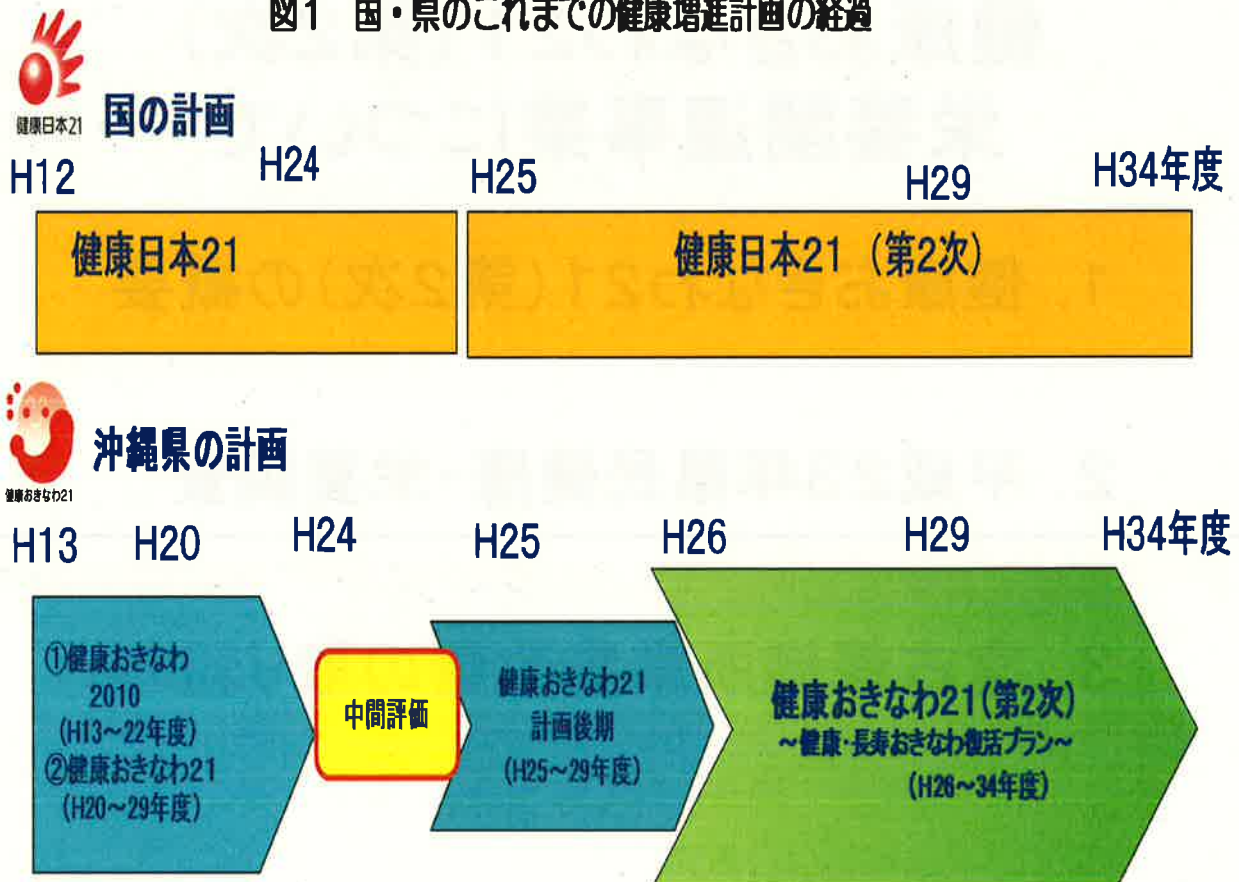
2

1. 健康おきなわ21（第2次）の概要 ～健康・長寿復活10カ年プラン～



3

図1 国・県のこれまでの健康増進計画の経過



4

◇平均寿命(平成22年都道府県別生命表より)



○平均寿命の全国順位

	沖縄(順位)	全国	伸び率(全国)
男性	79.40歳(30位)	79.59歳	0.76年(0.80年)
女性	87.02歳(3位)	86.35歳	0.14年(0.60年)

男 32 位

女 46 位

※女性は伸び率全国ワースト2位(H22-H17年)

○主な年齢の平均余命

	0歳	20歳	40歳	65歳	75歳
男性	30位	27位	27位	2位	1位
女性	3位	1位	1位	1位	1位

※男性は40歳で平均余命が急落!

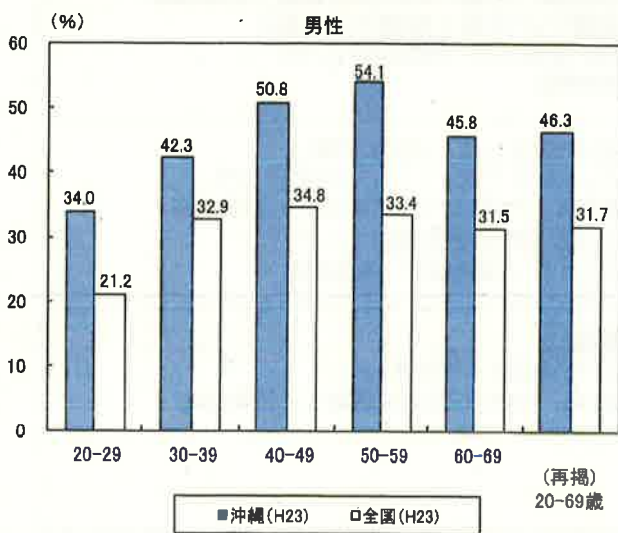
◇ライフステージにおける健康課題①

項目	働き盛り世代の健康	高齢者の健康
	青壮年期20~64歳	高齢期65歳以上
生活習慣	食生活・運動	<ul style="list-style-type: none"> 肥満者の割合が全国より高い (男性:全国31.7%・沖縄46.3% 女性:全国23%・沖縄37.5%) ※全国:H22年国民健康・栄養調査、沖縄:H23年県民健康・栄養調査 野菜摂取量が少ない(男性全国7-スト3位・女性7-スト4位) (男性:全国301・沖縄266 女性:全国285・沖縄249g/日) ※H18~22年国民健康・栄養調査
	休養・こころアルコール	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている者が多い (男性:全国21.8%・沖縄23.3%、女性:全国21.1%・沖縄27.2%) ※全国:H22年国民健康・栄養調査、沖縄:H23年県民健康・栄養調査 節度ある適度な飲酒量を知っている人が少ない (H23年男性31%、女性22.9%) ※県民健康・栄養調査
	タバコ	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙率は男女とも全国とほぼ同じ (男性:全国32.2・沖縄30.6、女性:全国8.4・沖縄7.8) ※全国:H22年国民健康・栄養調査、沖縄:H23年県民健康・栄養調査
	歯・口腔の健康	<ul style="list-style-type: none"> 60歳で24歯以上自分の歯をもつ者の割合(6024)は全国の半分 (H23年全国65.8%・沖縄33.1%) 80歳で20歯以上の自分の歯をもつ者の割合(8020)は全国の半分 (H23年全国40.2%・沖縄19.1%) ※全国は歯科疾患実態調査 沖縄は県民健康・栄養調査

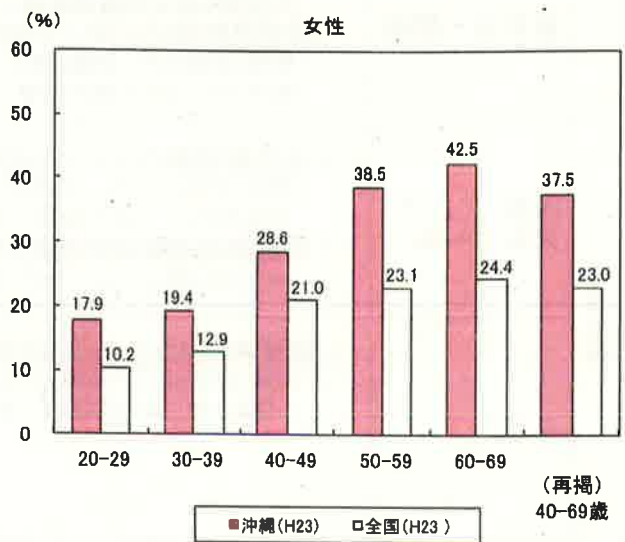
2. 平成23年県民健康・栄養調査

- ◎肥満者の割合は、男女とも全年齢で全国より高い。
- ◎男性は、20歳代から3割を超え、40～50歳代では5割を超えている。
- ◎女性は年齢が上がるにつれて高くなり、一方で20歳代の2割近くが低体重(やせ)となっている。

肥満者(BMI \geq 25)の状況(20歳以上)



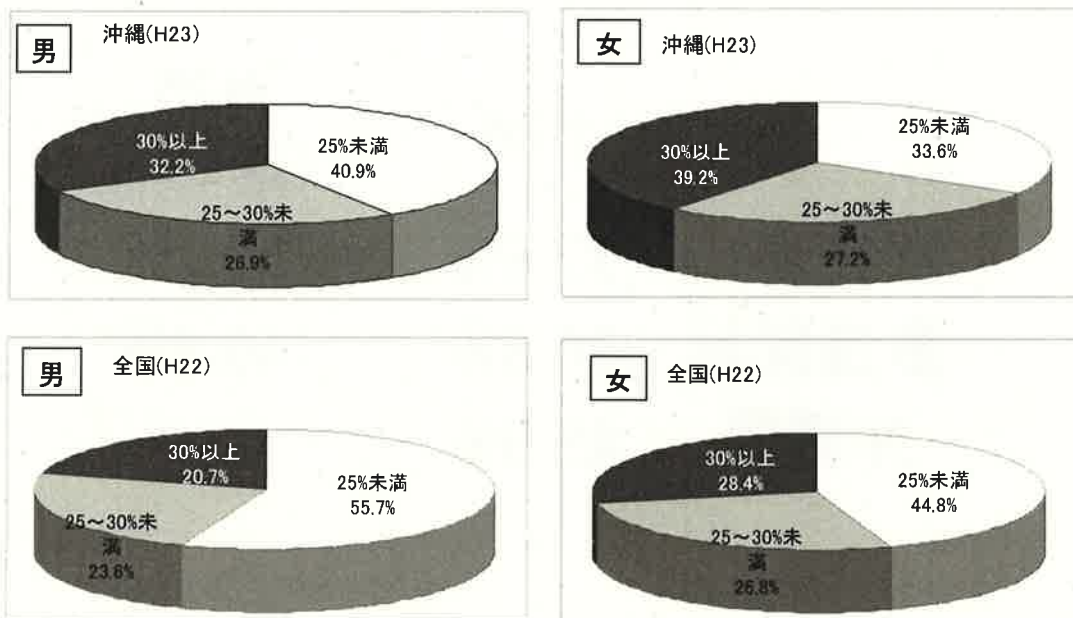
出典: H23年国民健康・栄養調査 H23年度県民健康・栄養調査



出典: H23年国民健康・栄養調査 H23年度県民健康・栄養調査

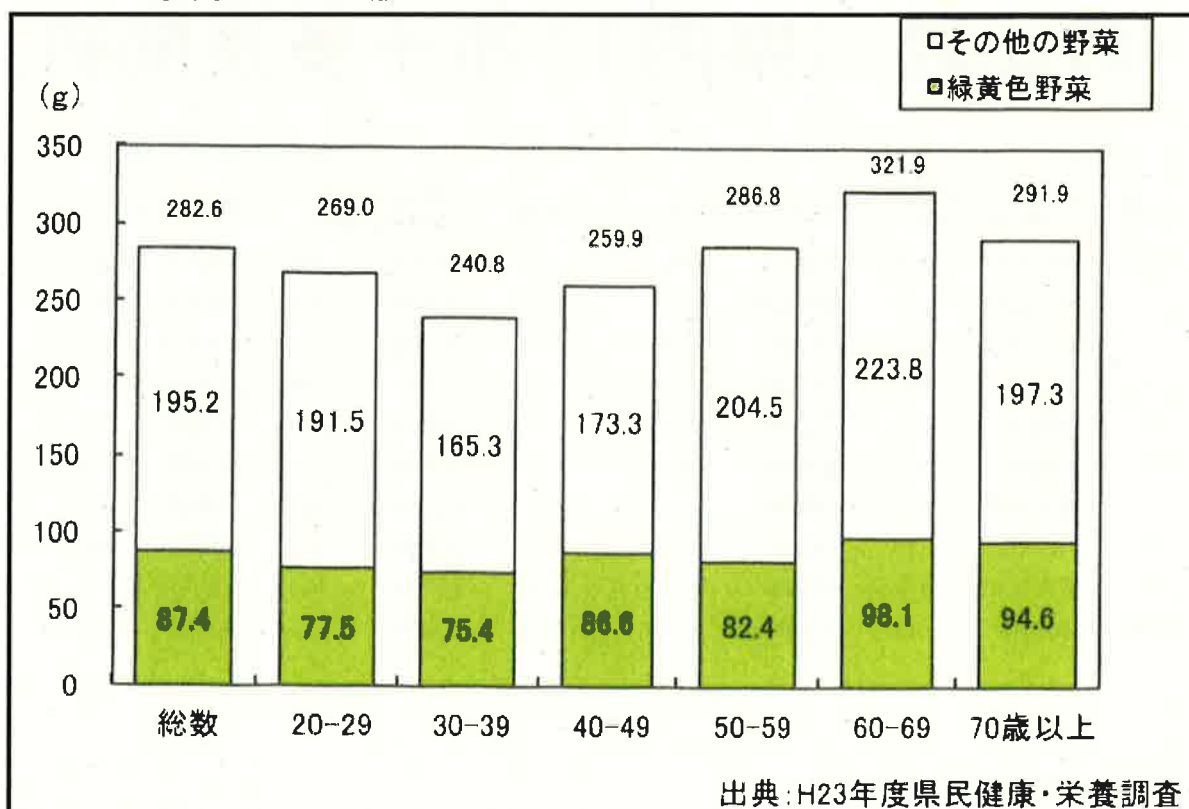
◎脂肪からのエネルギー摂取は30%以上の者が、男性で3割強、女性で約4割となっており、男女ともに全国平均を約10ポイント上回っている。

脂肪エネルギー比率の分布(20歳以上)



◎野菜摂取量は、男性の60歳代を除いて推奨量の350gに満たない。
◎男女とも30歳代で摂取量が最も少ない。

野菜摂取量(20歳以上)



宮古地区特定健診受診率の状況

	H24	H25 (速報値)
宮古島市	37.6%	36.7%
多良間村	56.8%	46.8%
沖縄県	45.9%	

11

特定健診の結果(有所見者割合) の比較 (県内11市+多良間村)

平成23年度 国保データより

男性		肥満(BMI 2.5以上)		女性		肥満(BMI 2.5以上)	
メタボリックシンドローム 該当者・予備軍				メタボリックシンドローム 該当者・予備軍			
順位	市町村名	割合	市町村名	割合	順位	市町村名	割合
1	宮古島市	62.4	宮古島市	53.2	1	名護市	26.9
2	石垣市	57.2	名護市	47.8	2	うるま市	26.2
3	名護市	55.1	石垣市	47.6	3	糸満市	24.6
4	那覇市	53.0	うるま市	47.5	4	南城市	25.8
5	沖縄県	52.5	豊見城市	47.2	5	石垣市	25.0
6	豊見城市	52.4	沖縄県	45.5	6	宮古島市	24.2
7	うるま市	52.1	那覇市	45.3	7	沖縄県	23.7
12	宜野湾市	47.7	南城市	40.5	12	宜野湾市	20.3
参考	多良間村	53.7	多良間村	43.2	参考	多良間村	28.9

12

3.宮古保健所栄養改善の取り組み

- 食育と地域での健康づくり活動の担い手として、食生活改善推進員等の養成支援及び育成をする。
- 県民が日頃の食生活で慣れ親しんでいる料理例を示し作成した「沖縄県版食事バランスガイド」の周知・活用をはかる。
- 外食店における栄養成分表示を推進し、食環境整備をはかる。

13

「食事バランスガイド」をご存じですか？

食事バランスガイド
あなたの食事は大丈夫？

1日分	料理例
5-7 主食(ごはん・パン・麺) 250g ごはん(ゆめめい)あたり4杯程度	1杯 = ご飯(ゆめめい) 2杯 = 焼きたてのパン(ゆめめい) 3杯 = 中華そば(ゆめめい)
5-6 副菜(野菜・きのこ・海藻類) 250g 野菜料理4品程度	1品 = ほうろく(ゆめめい) 2品 = ほうろく(ゆめめい) 3品 = ほうろく(ゆめめい)
3-5 主菜(肉・魚・卵) 250g 肉・魚・大豆料理から3品程度	1品 = 肉料理(ゆめめい) 2品 = 肉料理(ゆめめい) 3品 = 肉料理(ゆめめい)
2 牛乳・乳製品 250g 牛乳(ゆめめい)1本程度	1杯 = 牛乳(ゆめめい) 2杯 = 牛乳(ゆめめい) 3杯 = 牛乳(ゆめめい)
2 果物 250g みかん(ゆめめい)1個程度	1品 = みかん(ゆめめい) 2品 = みかん(ゆめめい) 3品 = みかん(ゆめめい)

厚生労働省・農林水産省

平成17年7月に厚生労働省健康局及び農林水産省消費・安全局の共催によるフードガイド検討会において策定されました。

沖縄県はどのくらい

飲食店があるの？



県民一人当たりの店舗数
ランキング →

全国1位

経済産業省「商業統計調査のデータ」
(平成23年)

宮古島のオードブル
重箱料理の
カロリーはどれくらい

ミニフライドチキン (30g) 84kcal

かつおクルミ甘露煮 (25g) 80kcal

かに金 (55g)

食べすぎに注意!

のり巻き (90g) 126kcal

だし巻き卵 (30g) 45kcal

ごぼう肉巻き (30g) 68kcal

人参サラダ (30g) 26kcal



魚磯部天 (35g) 174kcal

ハムチーズ巻き天 (35g) 97kcal

Bローズ煮付け (30g) 92kcal

各種類食べると 1、230キロカロリー

カツサンド (55g) 160kcal

エビフライ (25g) 50kcal
タルタルソ おきなわカロリーブックより

重箱料理

9品食べると約 1、000キロカロリー

カステラカマボコ 102kcal

結び昆布 9kcal

赤カマボコ 38kcal

揚げ豆腐 108kcal

煮付け

もち 282kcal

ごぼうの煮付け 10kcal

魚天ぷら 174kcal

食べすぎに注意!

田芋のから揚げ 80kcal

大根の煮付け 8kcal

三枚肉 240kcal

栄養情報提供店募集!

くえーぶーかめー店

お客様の健康づくりのお手伝いをしてみないね~?



栄養情報提供店(くえーぶーかめー店)ってなに?

栄養成分表示や栄養・健康に関する情報を提供し、住民の健康づくりのお手伝いに協力していただけるお店です。

あなたのお店も『くえーぶーかめー店』になって栄養・健康情報を発信してみませんか?

※くえーぶー：食にありつく栄養(果糖=運のよいこと。また、幸せなさま。)

かめー：食べなさい。相手に勧める意のみでなく、誠的な愛情表現または好意表現も含んでいる。

「かめー店」は加盟店(かめてん)との語呂合わせ

出典：琉球大学附属図書館琉球語音声DB/沖縄語辞典-那覇方言を中心に-(研究社)より

栄養情報提供って何をやるの?

情報提供の方法は次の2つのタイプがあります

タイプA：栄養成分表示と栄養と健康に関するワンポイントメモの表示をします

タイプB：三色食品群での表示と栄養と健康に関するワンポイントメモの表示をします

*両タイプとも特にアピールしたい場合は、AまたはBの表示をしたうえでオプションマークを表示できます

オプションマークの種類



ご静聴ありがとうございました。



医療的ケアを要する児の 支援体制取り組みについて

沖縄県宮古福祉保健所 地域保健班



母子担当

H26.10.30

本日の内容

- I 小児慢性特定疾患とは
(小児慢性特定疾患治療研究事業)
- II 宮古地区の現状
- III 支援の中で保健師が感じている事
- IV 事例紹介
- V まとめ

I、小児慢性特定疾患治療研究事業

児童福祉法施行令（第21条9の2）

都道府県は、厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童又は児童以外の満20才に満たない者であつて、当該疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める程度であるものの健全な育成を図るため、当該疾患の治療方針に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付その他の政令で定める事業を行うことができる。

対象者

沖縄県に住所を有する18才未満の児童

対象疾患（11疾患群 514疾患）

- 悪性新生物
- 糖尿病
- 慢性腎疾患
- 先天性代謝異常
- 慢性呼吸器疾患
- 血友病等血液疾患・免疫疾患
- 慢性心疾患
- 神経・筋疾患
- 内分泌疾患
- 慢性消化器疾患
- 膠原病

対象範囲

対象疾患における入院・通院の医療費

小児慢性特性疾患受給状況

小児慢性特定疾患受給状況（年度別、市村別）

単位：件

疾病名	年度	平成24年度			平成25年度			宮古島市			多良間村		
		計	新規	更新	計	新規	更新	計	新規	更新	計	新規	更新
悪性新生物		3	1	2	6	0	6	6	0	6	0	0	0
慢性腎疾患		6	2	4	7	1	6	7	1	6	0	0	0
慢性呼吸器疾患		6	2	4	11	3	8	11	3	8	0	0	0
慢性心疾患		12	3	9	13	4	9	12	4	8	1	0	1
内分泌疾患		30	8	22	39	8	31	39	8	31	0	0	0
膠原病		1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0
糖尿病		4	0	4	6	3	3	6	3	3	0	0	0
先天性代謝異常		2	0	2	5	2	3	5	2	3	0	0	0
血友病等血液・免疫疾患		1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
神経・筋疾患		2	1	1	3	2	1	3	2	1	0	0	0
慢性消化器疾患		2	0	2	2	0	2	2	0	2	0	0	0
計		69	17	52	94	24	70	93	24	69	1	0	1

医療的ケア児とは

何らかの原因で身体的障がいを持ち、日常生活を営む上の基本的な機能に障害があって、病院では医療行為とみなされる、痰の吸引や経鼻胃チューブ、胃瘻などを通して栄養剤を流し込む注入など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為の必要な児

Ⅱ 宮古地区の現状

医療的ケア児の地域での状況 内訳重複あり

医療的ケア児の状況	13名(内訳重複あり)	疾患(8疾患)	気管支喘息3名 I型糖尿病3名 他6疾患		
		年齢	0才～18才(1才・3才が多い)		
		医療的ケア	酸素使用:3名 吸引:8名 吸入:7名 経管栄養:3名 胃ろう:1名 インシュリン注射3名		
		サービス利用状況	訪問看護:5名 巡回療育相談:5名		
		就学状況	保育園通園:5名 児童デイサービス:2名 特別支援学校2名:(1名訪問学級) 中学校:1名 高校:1名		
		その他状況	寝たきり:4名		
社会資源の状況	医療機関	県立宮古病院(入院施設あり)	小児科クリニック	3ヶ所	
	児童デイサービス	5ヶ所	重症児の日中預かり施設(H26.6月1ヶ所開設)		
	障害児保育	2ヶ所(公立・認可)	訪問看護ステーション(小児対応可能)	1ヶ所	

Ⅲ 支援の中で保健師が感じている事

1. 支援者間の連携

・退院前調整会議

必要な関係機関が参加していない

2. 緊急時の対応が整っていない

①在宅での緊急時の搬送

②レスパイトの体制が整っていない

3. 保育園や就学にあたって

①受け入れ側の不安がある

②保育士・看護師の確保等が必要

IV 長期療養児支援者連絡会議

1. 目的: 長期療養児(医療的ケアを必要とする子ども)や保護者が在宅で安心して生活できる地域をめざして地域ネットワーク構築、支援のスキルアップを図ることを目的とする。
2. 実施主体: 宮古保健所
3. 対象: 保健・医療・福祉関係者
4. 日程: 年3回開催する(1月、6月、10月)
5. 実施場所: 宮古病院 3F 講堂
6. 内容: ①連絡会議
②研修会
③その他(事例検討会等)



連絡会議で確認された課題

退院に向けた会議について

- ①会議の参加者について

レスパイトの整備について

- ①重症児を安心して預けられる施設がなく、仕事をしたいができない状況
- ②体調を崩したときなどのサポートがなく、負担が大きい

保育園や就学にあたって

- ①受け入れ側の不安がある
- ②保育士・看護師等の確保が必要

その他

- ①受けた相談をつなぐ資源がない
- ②在宅医療で利用できる制度がわからない

V 事例紹介

H23年3月生 (3才) 女児

出生状況 36W Wt=2752g

経過 出生直後より全身強直性けいれん(+)

診断名:滑脳症、難治性てんかん、喉頭軟化症

H23.5 小児慢性特定疾患(先天性中枢性低換気症候群)

受給開始

H23.9.6 退院調整会議

参加者:両親、主治医、病棟師長、担当NS、地域連携室、
宮古島市(障がい福祉課、健康増進課(PHN))
訪問看護STみやこ、保健所(母子担当)

H25.

9.26 障害児保育審査会(児保育承認)

12.20 消防への情報提供(保護者の同意を得る)

H26.2月 環境整備: 看護師・保育士採用 (認可保育園)

3.4 「主治医による説明会」 認可保育園

4.1 保育園入園

4.22 緊急時搬送のシミュレーション事前調整会議

5.10 蘇生法の出前講座及び緊急搬送シミュレーション

事前調整会議

参加者: 家族(父・児) 認可保育園(園長・NS・他職員3人)
宮古島市(地区担当保健師)
宮古島市消防(警備課長・救急救命士)
保健所(母子担当保健師)

内容: ①通報時どのようなことを伝えたらよいか
②出前蘇生法・緊急時搬送シミュレーションについて調整
③日程の調整



蘇生法の出前講座及び緊急搬送 シミュレーション

参加者：保育園（看護師・保育士14人・看護師）

消防4人

宮古島市（児童家庭課・市保健師）

児童発達支援事業所 保健所（保健師2人）

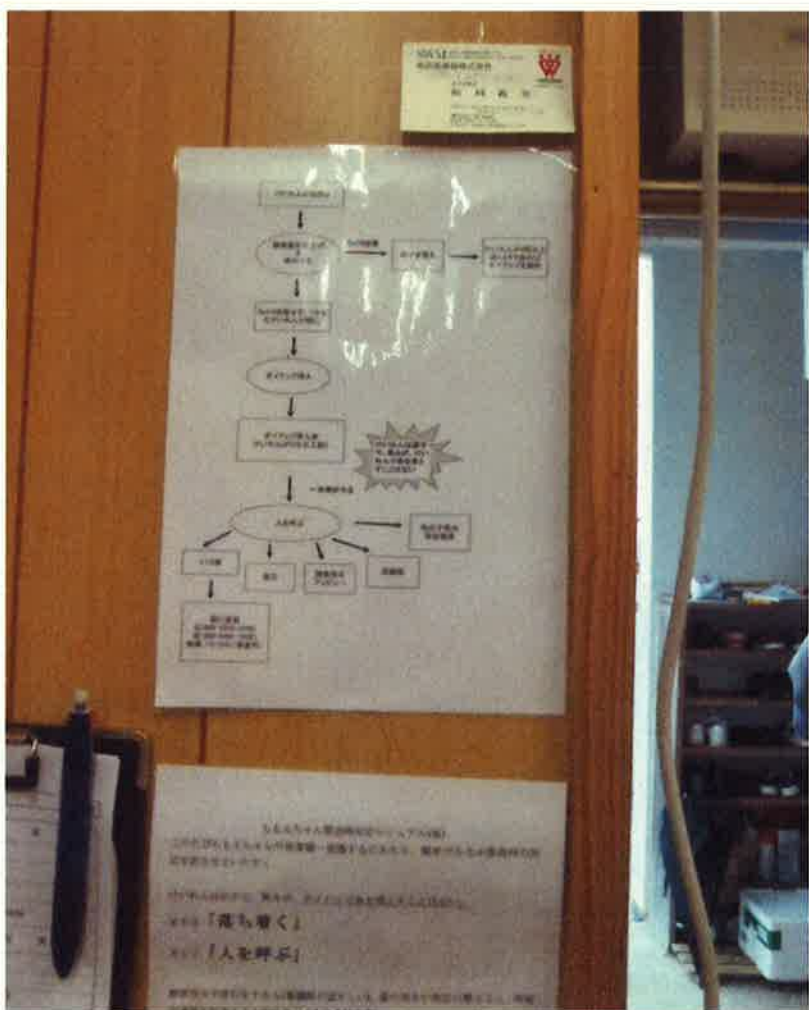
内容

①蘇生法の講話・実技

②緊急搬送シミュレーション

方法：処置・記録・119へ連絡・部屋の片づけ

（親への連絡）①救急 ②場所 ③登録されている〇〇
④状態





V まとめ (1)

- ・長期療養児支援者連絡会議の設置

関係機関間で情報の共有や役割分担の確認
関係機関のネットワークの構築

- ・重度の医療的ケアを要する児の保育園入園

認可保育園での受け入れ
保護者のニーズへの対応が可能

まとめ (2)

- ・宮古地区で初めての日中の預かり施設(H26.6月)が開設された。

- ・医療的ケアを要する児・保護者が
住み慣れた地域で安心して暮らせる

支援体制の充実

ご静聴
ありがとうございます



全日本トライアスロン宮古島大会における 食品衛生確保に向けた取り組みについて

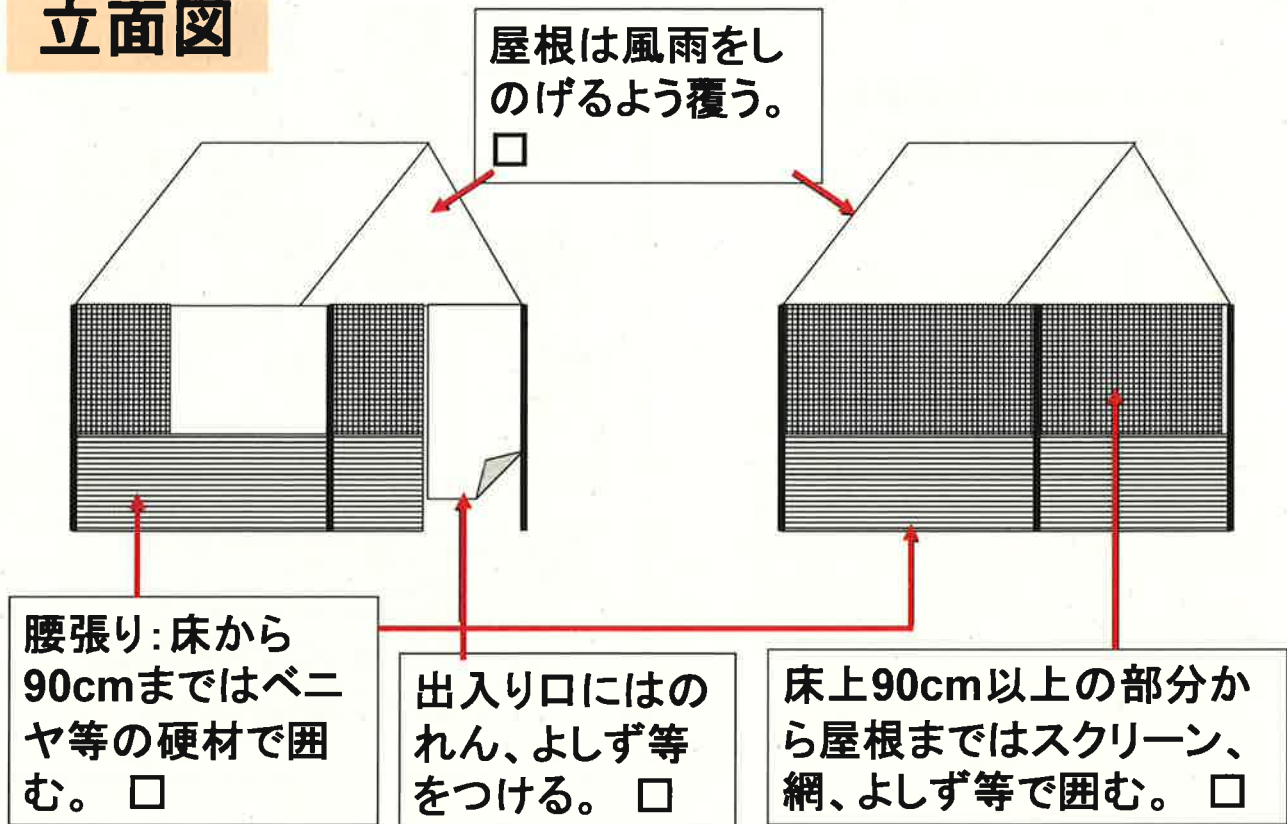
平成26年10月 宮古保健所運営協議会
宮古福祉保健所 生活環境班

内 容

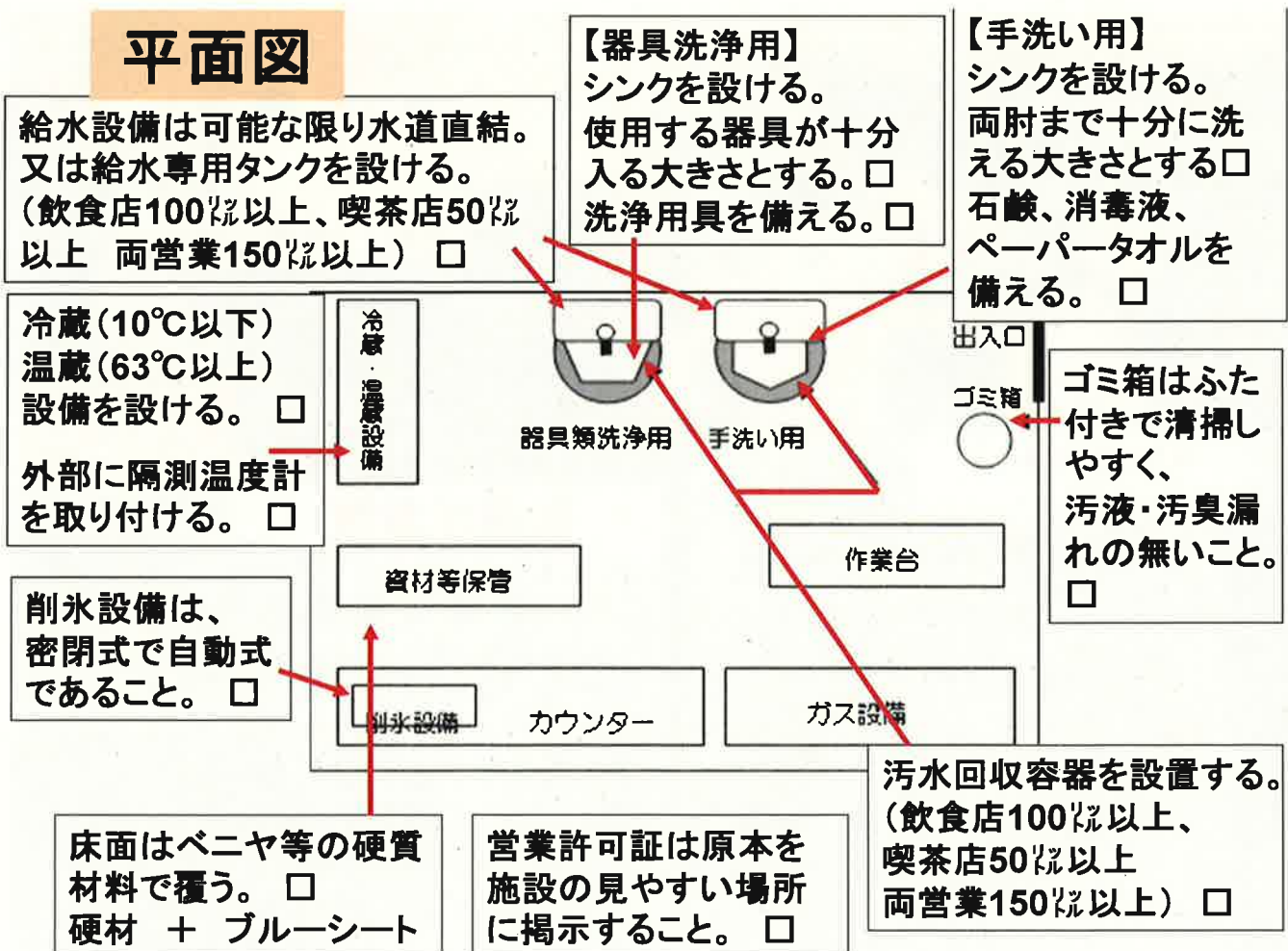
1. 祭りなどの各種イベントにおける宮古保健所の食品衛生に関する取り組み
2. 簡易営業とは(基準等)
3. 全日本トライアスロン宮古島大会における宮古保健所の食品衛生に関する取り組みについて

簡易営業の施設基準

立面図



平面図

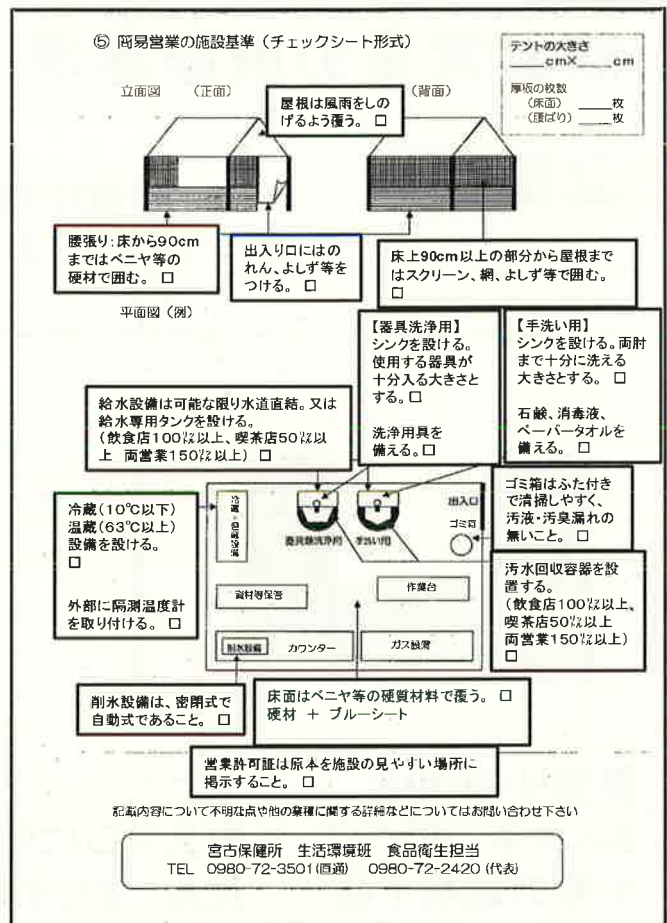


保健所の取組み

1) チェックリスト(右図参照)を用いた監視の強化(平成23.7~)

【目的】

- ・監視漏れの防止
- ・監視員の監視水準の一定



チェックリスト



指導注意票

食品衛生監視員

食品衛生指導注意票

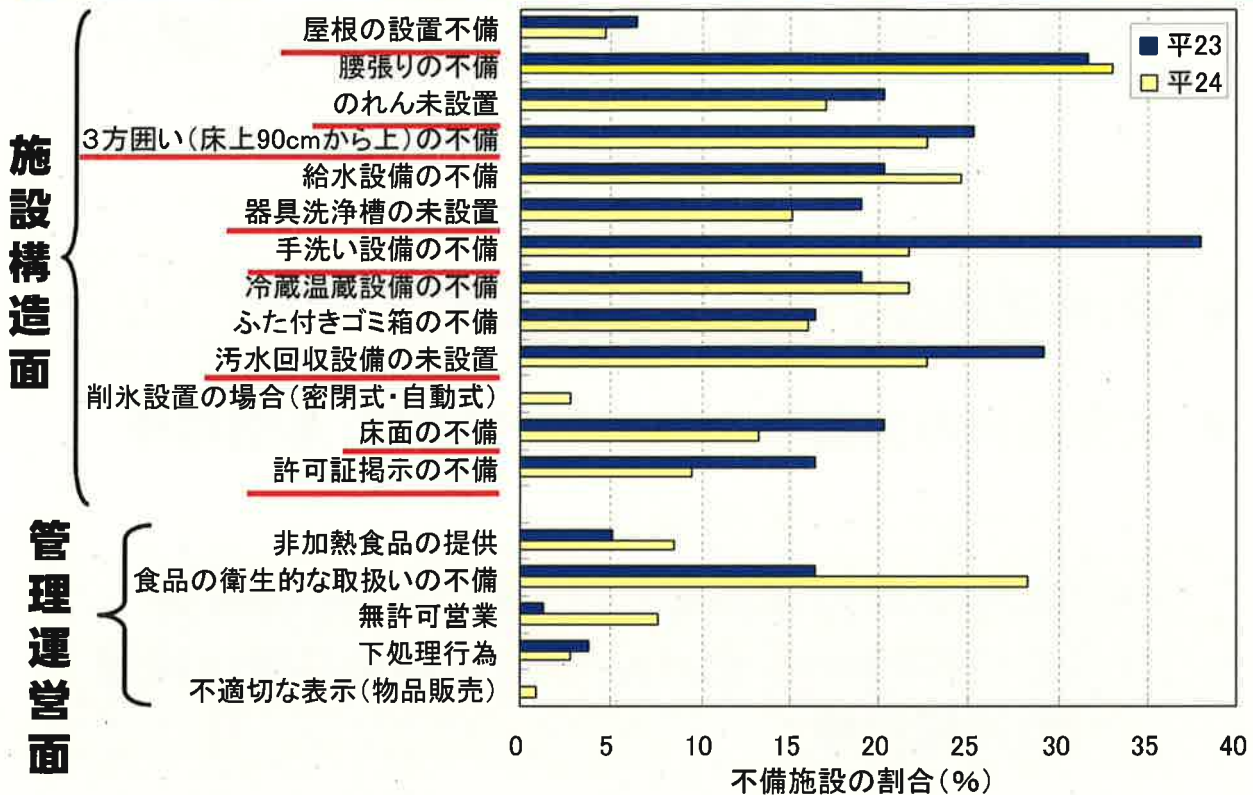
貴所の衛生状態を本日観察した結果、以下の事項について不備があったので注意します。なお不備事項を改善されたら、

不備事項

- ④ 温度計が壊れているので買い換えること。
- ★ テント内から新聞紙を除くこと。
- ★ 食材の温度管理。

上記の事実を確認します。

平成23, 24年度の項目別の不備施設の割合



3. 全日本トライアスロン宮古島大会における宮古保健所の食品衛生に関する取り組み

- 食品衛生講習会(実行委員会主催の事前説明会内)
- 前・後夜祭のオードブル表示監視
- 大会当日の食品取り扱い状況の監視・巡回指導
 - 簡易営業の監視指導 → 改善確認
 - 食料本部の食品取り扱い状況の監視指導
 - エイドステーション(A・S)の食品取り扱い状況の巡回指導

平成25年大会から実行委員会へ監視結果を文書通知

3. 全日本トライアスロン宮古島大会における 宮古保健所の食品衛生に関する取り組み

- 食品衛生講習会(実行委員会主催の事前説明会内)
- 前・後夜祭のオードブル表示監視
- 大会当日の食品取り扱い状況の監視・巡回指導
 - 簡易営業の監視指導
 - 食料本部の食品取り扱い状況の監視指導
 - エイドステーション(A・S)の食品取り扱い状況の巡回指導

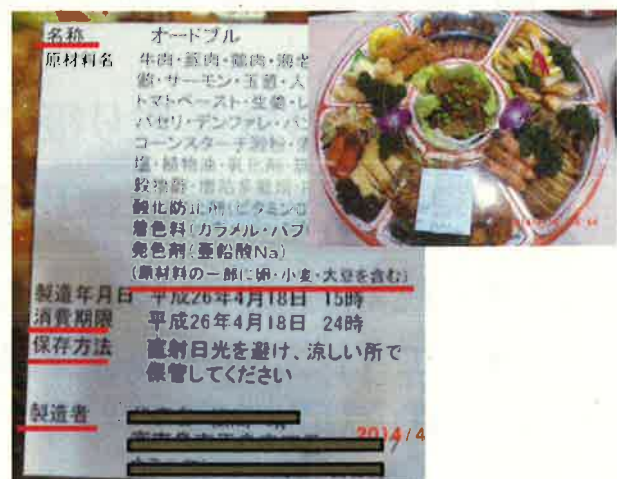
→平成24~26年の状況分析、今後の課題を報告

① 前・後夜祭のオードブル表示監視について

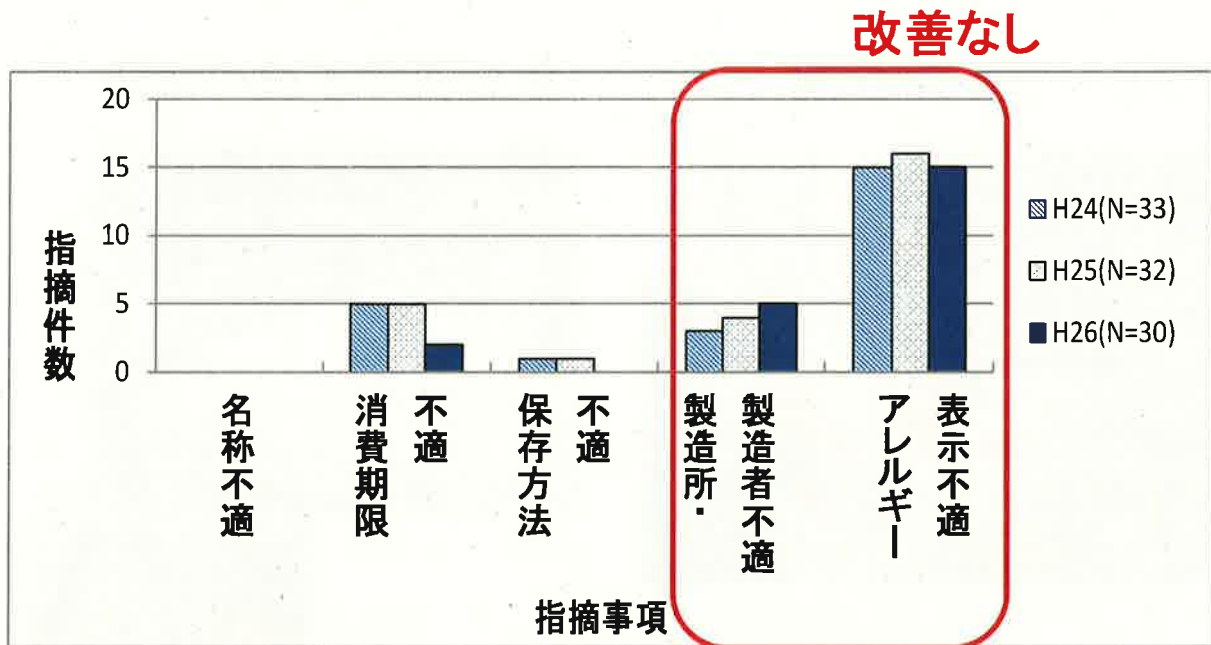
- 前・後夜祭で提供されるオードブルの表示監視

監視項目(5項目)

- 1名称、
- 2消費期限、
- 3保存方法、
- 4製造所所在地および
製造者氏名
- 5アレルギー表示

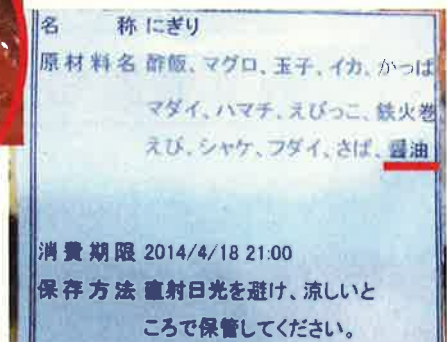
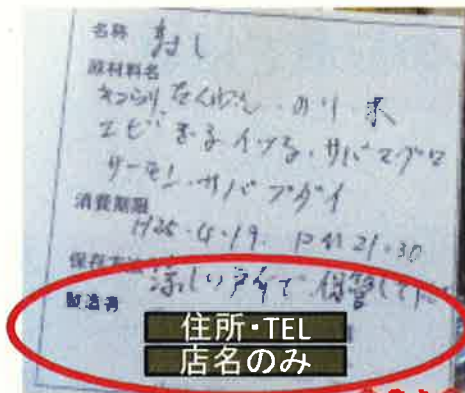


前・後夜祭のオーダブル表示の状況①



前・後夜祭のオーダブル表示の状況②

- 製造所・製造者不適→製造者氏名記載漏れ
- アレルギー表示不適→しょう油の小麦記載漏れ



② 食料本部の監視指導について

フルーツカット状況



食品保存状況の確認



食料本部の食品取り扱い状況

- 直置きしないよう口頭指導→改善確認
- 木製まな板以外の使用を指導
- トイレに消毒液、ペーパータオルの設置を指導

→文書通知後も改善されず



③ A・S の巡回指導について

● A・Sでの食品取り扱い状況の確認・指導

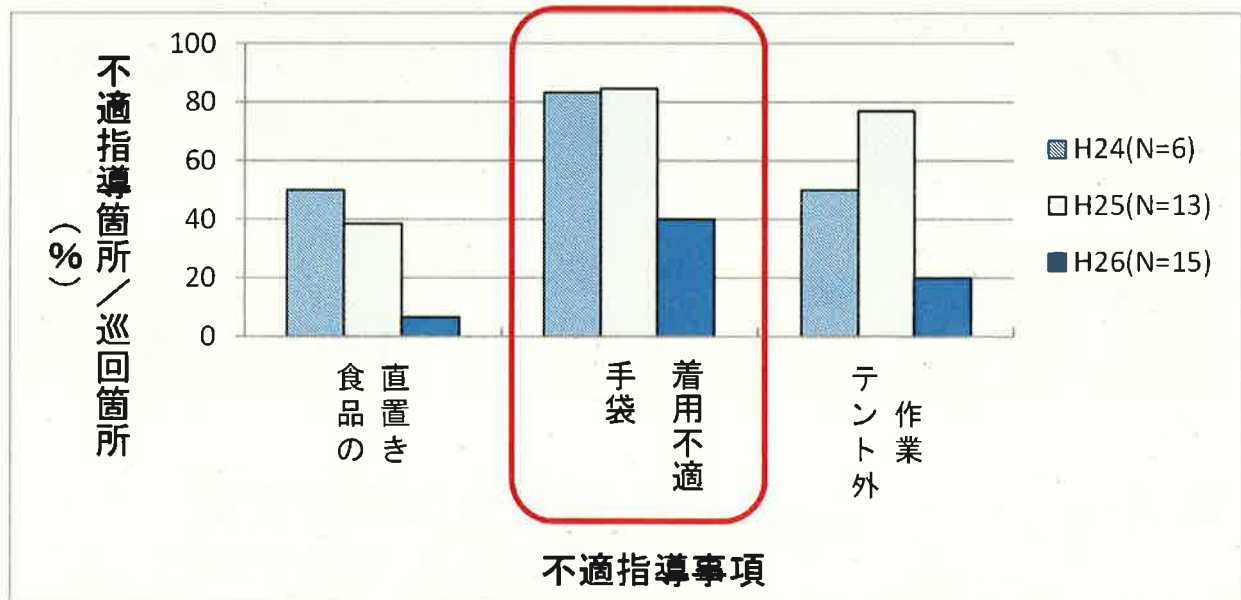
指導項目(3項目)

- 1 食品の保管状況
(食品の直置き等)
- 2 食品の取り扱い
(手袋着用等)
- 3 作業のテント内完結
(テント外作業)



A・S の食品取り扱い状況①

40%不適



A・Sの食品取り扱い状況②

- 使い捨て手袋不備→使い捨て手袋の未着用
文書通知後、実行委員会が各A・Sに使い捨て手袋を配布。
しかし、未着用のA・Sがあった。
- 食品の直置き→毎年指導されるA・Sがある



今後の取り組みについて

1. オードブル 表示



- 講習会の内容変更
(しょう油の小麦、製造者氏名)
- 表示の事前確認

2. 食料本部



- 文書通知
- リーフレット作成・配布

3. A・S



- 講習会の内容変更
(手袋着用、直置き禁止)
- リーフレット作成・配布